

○三重県警察関係手数料条例（平成十二年三月二十四日三重県条例第二十二号）

三重県警察関係手数料条例

平成十二年三月二十四日
三重県条例第二十二号

改正	平成一三年	三月二七日	三重県条例第二 十号	平成一四年	三月二六日	三重県条例第一 九号
	平成一五年	七月一日	三重県条例第三 六号	平成一五年	二月二四日	三重県条例第六 一号
	平成一七年	三月二八日	三重県条例第一 七号	平成一七年	十月二一日	三重県条例第七 三号
	平成一八年	三月二八日	三重県条例第一 七号	平成一九年	三月二十日	三重県条例第一 五号
	平成一九年	十月二十日	三重県条例第七 十号	平成二一年	三月二五日	三重県条例第一 七号
	平成二二年	十月二三日	三重県条例第六 二号	平成二四年	三月二七日	三重県条例第二 五号
	平成二四年	十月一九日	三重県条例第五 二号	平成二五年	三月二九日	三重県条例第四 五号
	平成二六年	三月二七日	三重県条例第三 三号	平成二七年	三月二七日	三重県条例第一 五号
	平成二八年	三月二二日	三重県条例第三 二号	平成二八年	二月二六日	三重県条例第五 八号
	平成三十年	三月二二日	三重県条例第一 九号	令和元年	七月二日	三重県条例第一 二号
	令和元年	十月二五日	三重県条例第二 四号	令和二年	三月二四日	三重県条例第一 六号
	令和三年	二月二七日	三重県条例第五 一号	令和四年	三月二八日	三重県条例第一 三号
	令和五年	三月二十日	三重県条例第十 一号	令和五年	六月三十日	三重県条例第三 十号
	令和五年	二月二二日	三重県条例第三 九号	令和六年	三月二五日	三重県条例第十 四号

三重県警察関係手数料条例をここに公布します。

三重県警察関係手数料条例

三重県警察関係手数料条例（昭和三十二年三重県条例第六十四号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この条例は、地方自治法（昭和三十二年法律第六十七号）第二百二十八条の規定に基づき、公安委員会又は警察署長の行う次条以下に規定する許可、認定、交付等（以下「許可等」と総称する。）に伴い徴収する手数料について、必要な事項を定めるものとする。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係手数料）

第二条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和三十二年法律第百二十二号。以下この条及び別表第一において「法」という。）の規定に基づき、次の各号に掲げる許可等を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める種別の手数料を納めなければならない。

- 一 法第三条第一項に規定する風俗営業の許可を受けようとする者 風俗営業許可申請手数料
- 二 法第五条第四項（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）に規定する許可証の再交付を受けようとする者 許可証再交付手数料
- 三 法第七条第一項（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）に規定する相続に係る承認を受けようとする者 相続承認申請手数料

- 四 法第七条の二第二項（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）に規定する法人の合併に係る承認を受けようとする者 合併承認申請手数料
- 四の二 法第七条の三第一項（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）に規定する法人の分割に係る承認を受けようとする者 分割承認申請手数料
- 五 法第九条第一項（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）に規定する構造又は設備の変更の承認を受けようとする者 変更承認申請手数料
- 六 法第九条第四項（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）に規定する許可証の書換えを受けようとする者 許可証書換え手数料
- 七 法第十条の二第二項（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）に規定する特例の認定を受けようとする者 特例認定申請手数料
- 八 法第十条の二第五項（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）に規定する特例の認定証の再交付を受けようとする者 特例認定証再交付手数料
- 九 法第二十条第八項に規定する同条第二項の遊技機の認定を受けようとする者 遊技機認定申請手数料
- 十 法第二十条第八項に規定する同条第四項の遊技機の検定を受けようとする者 遊技機検定申請手数料
- 十一 法第二十条第八項に規定する同条第五項の指定試験機関が行う遊技機の認定に必要な試験を受けようとする者 遊技機試験申請手数料
- 十二 法第二十条第八項に規定する同条第五項の指定試験機関が行う遊技機の検定に必要な試験を受けようとする者 型式試験申請手数料
- 十三 法第二十条第十項において準用する法第九条第一項の規定による遊技機の変更の承認を受けようとする者 遊技機変更承認申請手数料
- 十四 法第二十四条第六項（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）に規定する営業所の管理者に対する講習を受けようとする者 営業所管理者講習手数料
- 十五 法第二十七条第四項（法第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。）又は第三十一条の二第四項（法第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。）に規定する店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業又は無店舗型電話異性紹介営業（以下この条及び別表第一において「店舗型性風俗特殊営業等」という。）の届出書の提出があつた旨を記載した書面（以下この条及び別表第一において「届出確認書」という。）の交付を受けようとする者 届出確認書交付手数料
- 十六 法第二十七条第四項（法第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。）又は第三十一条の二第四項（法第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。）に規定する店舗型性風俗特殊営業等の変更届出書の提出があつた旨の届出確認書の交付を受けようとする者 変更届出確認書交付手数料
- 十七 法第二十七条第四項（法第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。）又は第三十一条の二第四項（法第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。）に規定する店舗型性風俗特殊営業等の届出確認書の再交付を受けようとする者 届出確認書再交付手数料
- 十八 法第三十一条の二十二に規定する特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする者 特定遊興飲食店営業許可申請手数料

2 前項の手数料の額は、別表第一の上欄に掲げる手数料の種別ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

（古物営業法関係手数料）

第三条 古物営業法（昭和二十四年法律第百八号。以下この条において「法」という。）の規定に基づき、次の各号に掲げる許可等を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める種別の手数料を納めなければならない。

- 一 法第三条に規定する古物営業の許可を受けようとする者 古物営業許可申請手数料

- 一 法第五条第四項に規定する古物営業の許可証の再交付を受けようとする者 古物営業許可証再交付手数料
- 二 法第七条第五項に規定する古物営業の許可証の書換えを受けようとする者 古物営業許可証書換え手数料
- 四 法第二十一条の五第一項及び第二十一条の六第一項に規定する古物競りあつせん業に係る業務の実施の方法の認定を受けようとする者 古物競りあつせん業認定申請手数料

2 前項の手数料の額は、別表第二の上欄に掲げる手数料の種別ごとにそれぞれ同表の下欄に定める額とする。

(火薬類取締法関係手数料)

第四条 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号。以下この条において「法」という。)の規定に基づき、次の各号に掲げる許可等を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める種別の手数料を納めなければならない。

- 一 法第十七条第一項(法第五十条の二第一項に規定する場合に限る。)に規定する火薬類の譲渡しの許可を受けようとする者 猟銃用火薬類等譲渡許可申請手数料
- 二 法第十七条第一項(法第五十条の二第一項に規定する場合に限る。)に規定する火薬類の譲受けの許可を受けようとする者 猟銃用火薬類等譲受許可申請手数料
- 三 法第十九条第一項に規定する運搬証明書の交付を受けようとする者 火薬類運搬証明書交付手数料
- 四 法第二十四条第一項(法第五十条の二第一項に規定する場合に限る。)に規定する火薬類の輸入の許可を受けようとする者 輸入許可申請手数料

2 前項の手数料の額は、別表第三の上欄に掲げる手数料の種別ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

(質屋営業法関係手数料)

第五条 質屋営業法(昭和二十五年法律第百五十八号。以下この条において「法」という。)の規定に基づき、次の各号に掲げる許可等を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める種別の手数料を納めなければならない。

- 一 法第二条第一項に規定する質屋営業の許可を受けようとする者 質屋営業許可申請手数料
- 二 法第四条第一項に規定する質屋営業所の移転の許可を受けようとする者 質屋営業所移転許可申請手数料
- 三 法第四条第一項に規定する質屋営業所の管理者の新設又は変更の許可を受けようとする者 質屋営業所管理者新設・変更許可申請手数料
- 四 法第八条第二項に規定する質屋営業の許可証の書換えを受けようとする者 質屋営業許可証書換え手数料
- 五 法第八条第四項に規定する質屋営業の許可証の再交付を受けようとする者 質屋営業許可証再交付手数料

2 前項の手数料の額は、別表第四の上欄に掲げる手数料の種別ごとにそれぞれ同表の下欄に定める額とする。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係手数料)

第六条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十一年法律第百六十六号。以下この条において「法」という。)の規定に基づき、次の各号に掲げる許可等を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める種別の手数料を納めなければならない。

- 一 法第五十九条第五項に規定する届出を証明する文書の交付を受けようとする者 運搬証明書交付手数料
- 二 法第五十九条第九項に規定する運搬証明書の書換えを受けようとする者 運搬証明書書換え手数料
- 三 法第五十九条第十項に規定する運搬証明書の再交付を受けようとする者 運搬証明書再交付手数料

2 前項の手数料の額は、別表第五の上欄に掲げる手数料の種別ごとにそれぞれ同表の下欄に定める額とする。

(銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料)

第七条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和二十二年法律第六号。以下この条及び別表第六において「法」という。)の規定に基づき、次の各号に掲げる許可等を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める種別の手数料を納めなければならない。

一 法第四条第一項に規定する銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けようとする者 銃砲等又は刀剣類所持許可申請手数料

一の二 法第四条の三第一項(法第七条の三第三項において準用する場合を含む。)に規定する認知機能検査を受けようとする者 認知機能検査受検手数料

二 法第五条の三第一項に規定する猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習を受けようとする者 猟銃等取扱講習手数料

二の二 法第五条の三の二第一項に規定するクロスボウの取扱いに関する講習を受けようとする者 クロスボウ取扱講習手数料

三 法第五条の四第一項に規定する猟銃の操作及び射撃に関する技能検定を受けようとする者 猟銃技能検定申請手数料

三の二 法第五条の五第一項に規定する猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を受けようとする者 猟銃技能講習手数料

四 法第六条第一項に規定する銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けようとする者 国際競技参加外国人銃砲等又は刀剣類所持許可申請手数料

五 法第七条第一項ただし書に規定する法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者で、更に同号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの 銃砲所持許可証追記申請手数料

五の二 法第七条第一項ただし書に規定する法第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者で、更に同号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けようとするもの クロスボウ所持許可証追記申請手数料

六 法第七条第二項に規定する許可証の書換えを受けようとする者 許可証書換え手数料

七 法第七条第二項に規定する許可証の再交付を受けようとする者 許可証再交付手数料

八 法第七条の三第二項に規定する猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする者 猟銃等所持許可更新申請手数料

八の二 法第七条の三第二項に規定するクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする者 クロスボウ所持許可更新申請手数料

九 法第九条の五第二項に規定する射撃教習を受ける資格の認定を受けようとする者 射撃教習資格認定申請手数料

十 法第九条の十第二項に規定する猟銃又は空気銃の射撃練習を行う資格の認定を受けようとする者 猟銃等射撃練習資格認定申請手数料

十一 法第九条の十三第一項に規定する年少射撃資格の認定を受けようとする者 年少射撃資格認定申請手数料

十二 法第九条の十三第三項において準用する法第七条第二項の規定による年少射撃資格認定証の書換えを受けようとする者 年少射撃資格認定証書換え手数料

十三 法第九条の十三第三項において準用する法第七条第二項の規定による年少射撃資格認定証の再交付を受けようとする者 年少射撃資格認定証再交付手数料

十四 法第九条の十四第一項に規定する年少射撃資格の認定のための講習会を受講しようとする者 年少射撃資格講習受講手数料

十五 法第九条の十六第一項に規定するクロスボウの射撃練習を行う資格の認定を受けようとする者 クロスボウ射撃練習資格認定申請手数料

2 前項の手数料の額は、別表第六の上欄に掲げる手数料の種別ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

(道路交通法関係手数料)

第八条 道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下この条、別表第七、別表第八及び別表第九において「法」という。）の規定に基づき、次の各号に掲げる許可等を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める種別の手数料を納めなければならない。

- 一 法第四十九条第一項に規定するパーキング・メーターを作動させようとする者又はパーキング・チケット発給設備によりパーキング・チケットの発給を受けようとする者 パーキング・メーター作動等手数料
- 二 法第五十一条の八第一項に規定する公安委員会の登録を受けようとする者 登録審査申請手数料
- 三 法第五十一条の八第六項に規定する登録の更新を受けようとする者 登録更新審査申請手数料
- 四 法第五十一条の十三第一項に規定する駐車監視員資格者証の交付を受けようとする者 駐車監視員資格者証交付申請手数料
- 五 法第五十一条の十三第一項第一号イに規定する講習を受けようとする者 駐車監視員資格者講習手数料
- 六 法第五十一条の十三第一項第一号ロに規定する認定を受けようとする者 駐車監視員資格者認定申請手数料
- 七 法第五十一条の十三第一項に規定する駐車監視員資格者証の書換えを受けようとする者 駐車監視員資格者証書換え手数料
- 八 法第五十一条の十三第一項に規定する駐車監視員資格者証の再交付を受けようとする者 駐車監視員資格者証再交付手数料
- 九 法第七十五条の十二第一項に規定する特定自動運行の許可を受けようとする者 特定自動運行許可申請手数料
- 十 法第七十五条の十六第一項に規定する特定自動運行計画の変更の許可を受けようとする者 特定自動運行計画変更許可申請手数料
- 十一 法第七十七条第一項に規定する道路を使用するための許可を受けようとする者 道路使用許可申請手数料
- 十二 法第七十八条第五項に規定する道路使用許可証の再交付を受けようとする者 道路使用許可証再交付手数料
- 十三 法第八十九条第一項に規定する運転免許試験を受けようとする者 運転免許試験手数料
- 十四 法第八十九条第三項に規定する検査を受けようとする者 検査手数料
- 十五 法第九十一条又は第九十一条の二第二項に規定する運転することができる自動車及び一般原動機付自転車の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除を受けるため、三重県公安委員会の審査を受けようとするもの 審査手数料
- 十六 法第九十二条第一項に規定する運転免許証（以下この条及び別表第七において「免許証」という。）の交付を受けようとする者 免許証交付手数料
- 十七 法第九十四条第二項に規定する免許証の再交付を受けようとする者 免許証再交付手数料
- 十八 法第九十九条の二第四項に規定する技能検定員資格者証の交付を受けようとする者 技能検定員資格者証交付手数料
- 十九 法第九十九条の二第四項第一号イに規定する審査を受けようとする者 技能検定員審査手数料
- 二十 法第九十九条の三第四項に規定する教習指導員資格者証の交付を受けようとする者 教習指導員資格者証交付手数料
- 二十一 法第九十九条の三第四項第一号イに規定する審査を受けようとする者 教習指導員審査手数料
- 二十二 法第百条の二第一項に規定する再試験を受けようとする者 再試験手数料
- 二十三 法第百一条第一項又は法第百一条の二第一項に規定する免許証の有効期間の更新を受けようとする者 免許証更新手数料
- 二十四 法第百一条の二の二第一項に規定する免許証の有効期間の更新を受けようとする者 經由手数料

- 二十五 法第百四条の四第六項に規定する運転経歴証明書の交付を受けようとする者 運転経歴証明書交付手数料
- 二十六 道路交通法施行規則（昭和二十五年総理府令第六十号。別表第七において「府令」という。）第三十条の十三第一項に規定する運転経歴証明書の再交付を受けようとする者 運転経歴証明書再交付手数料
- 二十七 法第百七条の七第一項に規定する国外運転免許証の交付を受けようとする者 国外運転免許証交付手数料
- 二十八 法第百八条の二第一項各号に掲げる講習を受けようとする者 講習手数料
- 二十九 法第百八条の二第一項第十号、第十三号又は第十四号に掲げる講習を受けようとする者 通知手数料
- 三十 道路交通法施行令（昭和二十五年政令第二百七十号。次号及び別表第七において「政令」という。）第三十七条の六第二号に規定する講習を受けようとする者 特定任意講習手数料
- 三十一 法第百十二条第一項第五号の三の規定による認知機能検査を受けようとする者 認知機能検査手数料
- 三十二 法第百十二条第一項第五号の四の規定による運転技能検査を受けようとする者 運転技能検査手数料

- 2 前項の手数料の額は、別表第七の上欄に掲げる手数料の種別ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める額とする。
- 3 技能検定員審査を受けようとする者が別表第八の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、技能検定員審査手数料の額は、別表第七の十九の項の下欄の規定にかかわらず、別表第八の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ別表第七の十九の項の下欄に定める額から、別表第八の下欄に定める額を減じた額とする。
- 4 教習指導員審査を受けようとする者が別表第九の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、教習指導員審査手数料の額は、別表第七の二十一の項の下欄の規定にかかわらず、別表第九の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ別表第七の二十一の項の下欄に定める額から、別表第九の下欄に定める額を減じた額とする。
- 5 法第百八条の四第一項に規定する指定講習機関（以下「指定講習機関」という。）が行う法第百八条の二第一項第二号、第十号又は第十四号に掲げる講習を受けようとする者は、第一項の規定にかかわらず、同項第二十八号の講習手数料を当該指定講習機関に納めなければならない。
- 6 前項の規定により指定講習機関に納められた講習手数料は、当該指定講習機関の収入とする。
（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律関係手数料）

第八条の二 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号。以下この条において「法」という。）の規定に基づき、法第四条に規定する自動車運転代行業の認定を受けようとする者は、自動車運転代行業認定申請手数料を納めなければならない。

- 2 前項の自動車運転代行業認定申請手数料の額は、一万二千円とする。
（警備業法関係手数料）

第九条 警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下この条及び別表第十において「法」という。）の規定に基づき、次の各号に掲げる許可等を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める種別の手数料を納めなければならない。

- 一 法第四条に規定する警備業の認定を受けようとする者 警備業認定申請手数料
- 二 法第七条第一項に規定する認定の更新を受けようとする者 警備業認定更新申請手数料
- 三 法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けようとする者 警備員指導教育責任者資格者証交付申請手数料
- 四 法第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を受けようとする者 警備員指導教育責任者講習手数料
- 五 法第二十二條第五項に規定する警備員指導教育責任者資格者証の書換えを受けようとする者 警備員指導教育責任者資格者証書換え手数料
- 六 法第二十二條第六項に規定する警備員指導教育責任者資格者証の再交付を受けようとする者 警備員指導教育責任者資格者証再交付手数料

- 七 法第二十二條第八項に規定する警備員指導教育責任者に対する警備員の指導及び教育に関する講習を受けようとする者 現任警備員指導教育責任者講習手数料
 - 八 法第二十三條第一項に規定する検定を受けようとする者 警備業検定申請手数料
 - 九 法第二十三條第四項に規定する検定の合格証明書の交付を受けようとする者 検定合格証明書交付申請手数料
 - 十 法第二十三條第五項において準用する検定の合格証明書の書換えを受けようとする者 検定合格証明書書換え手数料
 - 十一 法第二十三條第五項において準用する検定の合格証明書の再交付を受けようとする者 検定合格証明書再交付手数料
 - 十二 法第四十二條第二項に規定する機械警備業務管理者資格者証の交付を受けようとする者 機械警備業務管理者資格者証交付申請手数料
 - 十三 法第四十二條第二項第一号に規定する機械警備業務管理者講習を受けようとする者 機械警備業務管理者講習手数料
 - 十四 法第四十二條第三項において準用する機械警備業務管理者資格者証の書換えを受けようとする者 機械警備業務管理者資格者証書換え手数料
 - 十五 法第四十二條第三項において準用する機械警備業務管理者資格者証の再交付を受けようとする者 機械警備業務管理者資格者証再交付手数料
 - 十六 警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）附則第五条に規定する審査を受けようとする者 旧法検定合格者審査手数料
- 2 前項の手数料の額は、別表第十の上欄に掲げる手数料の種別ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

（その他の手数料）

第十条 地方自治法第二百二十七条の規定に基づき、次の各号に掲げる許可等を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める種別の手数料を納めなければならない。

- 一 自動車保管場所証明書の交付又は保管場所証明書の通知を受けようとする者 自動車保管場所証明申請手数料
- 二 自動車保管場所証明書の再交付を受けようとする者 自動車保管場所証明書再交付手数料
- 三 自動車保管場所標章の交付を受けようとする者 自動車保管場所標章交付手数料
- 四 自動車保管場所標章の再交付を受けようとする者 自動車保管場所標章再交付手数料
- 五 盗難等の被害届出の証明書の交付を受けようとする者 盗難等被害届出証明書交付申請手数料
- 六 遺失届出の証明書の交付を受けようとする者 遺失届出証明書交付申請手数料
- 七 海外渡航者の犯罪経歴に関する証明書の交付を受けようとする者 海外渡航者犯罪経歴証明書交付申請手数料
- 八 認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を受けようとする者 認知機能検査員講習手数料

2 前項の手数料の額は、別表第十一の上欄に掲げる手数料の種別ごとにそれぞれ同表の下欄に定める額とする。

（手数料の納付時期及び方法）

第十一条 第二条から前条までに掲げる手数料（第八条第一項第一号及び同条第五項に掲げる手数料を除く。）は、許可等を受けようとする際に、三重県証紙条例（昭和四十年三重県条例第十二号）に定める方法により納付するものとする。

- 2 第八条第一項第一号に掲げる手数料は、パーキング・メーターを作動させようとする際又はパーキング・チケットの発給を受けようとする際に、パーキング・メーター又はパーキング・チケット発給設備に表示する方法により納付するものとする。
- 3 第八条第五項に掲げる手数料は、指定講習機関が定める時期及び方法により納付するものとする。
- 4 既に納付された手数料は、還付しない。ただし、事務の性質上理由がある場合には、この限りでない。

(他の条例との関係)

第十二条 この条例に定めるもののほか、三重県公債権の徴収に関する条例（昭和三十九年三重県条例第十三号）に定める事項については、その定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。
(三重県パーキング・メーター作動等手数料条例の廃止)
- 2 三重県パーキング・メーター作動等手数料条例（昭和三十九年三重県条例第五十一号）は、廃止する。
(三重県古物営業法関係手数料条例の廃止)
- 3 三重県古物営業法関係手数料条例（平成七年三重県条例第四十一号）は、廃止する。
(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)
- 4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和三十九年三重県条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条を削る。

附 則（平成十三年三月二十七日三重県条例第二十号）

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年三月二十六日三重県条例第十九号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十四年六月一日から施行する。ただし、別表第七の九の項及び十一の項の改正規定、別表第八の改正規定並びに別表第九の改正規定は、平成十四年五月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 道路交通法の一部を改正する法律（平成十三年法律第五十一号）附則第二条第七項の規定によりなお従前の例によることとされる講習に係る講習手数料については、この条例による改正後の別表第七の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成十五年七月一日三重県条例第三十六号）

この条例は、古物営業法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百十五号）の施行の日から施行する。

附 則（平成十五年十二月二十四日三重県条例第六十一号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第八条第五項の規定は、平成十五年四月一日から適用する。

附 則（平成十七年三月二十八日三重県条例第十七号）

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、規則で定める日から施行する。（平成二十年七月三重県規則第六十五号で、同二十一年一月四日から施行）

附 則（平成十七年十月二十一日三重県条例第七十三号）

この条例は、平成十七年十一月二十一日から施行する。ただし、第六条の改正規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十四号）の施行の日から施行する。

附 則（平成十八年三月二十八日三重県条例第十七号）

この条例は、平成十八年五月一日から施行する。

附 則（平成十九年三月二十日三重県条例第十五号）

- 1 この条例は、平成十九年六月一日から施行する。ただし、別表第七から別表第九までの改正規定は、平成十九年六月二日から施行する。
- 2 道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十号）附則第十四条に規定する者に対する改正後の三重県警察関係手数料条例別表第七の規定の適用については、同表の二十の項中「普通自動車免許」とあるのは「中型自動車免許又は普通自動車免許」と、「規定する普通自動車」とあるのは「規定する道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十号）第四条の規定による改正前の道路交通法の規定による普通自動車又は普通自動車」とし、同表の二十五の項

(法第八十条の二第一項第十号に掲げる講習に係る部分に限る。)中「普通自動車免許」とあるのは「中型自動車免許又は普通自動車免許」とする。

附 則 (平成十九年十月二十日三重県条例第七十号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十一年三月二十五日三重県条例第十七号)

この条例は、平成二十一年六月一日から施行する。ただし、別表第九の二の改正規定は平成二十一年四月一日から、第十一条第一項に一号を加える改正規定及び別表第十二に一項を加える改正規定は規則で定める日から施行する。(平成二十一年四月三重県規則第四十九号で、同二十一年四月二十八日から施行)

附 則 (平成二十一年十月二十三日三重県条例第六十二号)

この条例は、平成二十一年十二月四日から施行する。

附 則 (平成二十四年三月二十七日三重県条例第二十五号)

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年十月十九日三重県条例第五十二号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十五年三月二十九日三重県条例第四十五号)

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十六年三月二十七日三重県条例第三十二号)

この条例中本則に一条を加える改正規定及び別表第七の五の項の改正規定は平成二十六年四月一日から、その他の改正規定は道路交通法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第四十三号)附則第一条本文に規定する日から施行する。

附 則 (平成二十七年三月二十七日三重県条例第十五号)

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十七年六月一日から施行する。

附 則 (平成二十八年三月二十二日三重県条例第三十二号)

1 この条例は、平成二十八年六月二十三日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 平成二十八年三月二十三日からこの条例の施行の前日に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十五号)附則第二条第一項に規定する申請がなされた場合においては、この条例による改正後の三重県警察関係手数料条例第二条第一項第十八号、別表第一の十八の項及び同表備考八の例により、手数料を徴収する。

附 則 (平成二十八年十二月二十六日三重県条例第五十八号)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年三月十二日から施行する。

(経過措置)

2 道路交通法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十号。以下「改正法」という。)附則第二条の規定により準中型免許(改正法による改正後の道路交通法(昭和三十五年法律第五十号。以下「新法」という。)第八十四条第三項の準中型自動車免許をいう。以下同じ。)とみなされる改正法による改正前の道路交通法第八十四条第三項の普通自動車免許を受けている者又は改正法附則第五条の規定により準中型免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされて準中型免許を受けている者のいずれかに該当する者(改正法附則第二条第二号に規定する限定が解除された者を除く。)に対するこの条例による改正後の三重県警察関係手数料条例別表第七の規定の適用については、同表二十の項中「準中型自動車の」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十号)による改正前の法の規定による普通自動車に相当する自動車の」と、「二千円」とあるのは「千九百五十円」と、「四千六百五十円」とあるのは「二千八百五十円」と、同表二十六の項中「二千五百円」とあるのは「二千五十円」とする。

3 新法第一条第一項の更新期間が満了する日(新法第一条の二第一項の規定による運転免許証の有効期間の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日)における年齢が七

十歳以上の者であつて、当該日がこの条例の施行の日から起算して六月を経過した日前であるものに対する新法第百一条の四第一項の規定により行われる講習に係る講習手数料については、この条例による改正後の三重県警察関係手数料条例別表第七の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成三十年三月二十二日三重県条例第十九号)

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年七月二日三重県条例第十二号)

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第一、別表第六及び別表第十の改正規定 令和元年十月一日
- 二 第十一条、第十二条及び別表第十二の改正規定 令和元年十月十五日

附 則 (令和元年十月二十五日三重県条例第二十四号)

この条例は、令和元年十二月一日から施行する。

附 則 (令和二年三月二十四日三重県条例第十六号)

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年十二月二十七日三重県条例第五十一号)

この条例は、令和四年三月十五日から施行する。

附 則 (令和四年三月二十八日三重県条例第十三号)

この条例は、令和四年五月十三日から施行する。ただし、別表第六の改正規定は、同年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年三月二十日三重県条例第十一号)

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年六月三十日三重県条例第三十号)

この条例は、令和五年七月一日から施行する。

附 則 (令和五年十二月二十一日三重県条例第三十九号抄)

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和六年一月十五日から施行し、以下略

(三重県警察関係手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に、前項の規定による改正前の三重県警察関係手数料条例第十二条第一項ただし書の規定により電子情報処理組織を使用して同条例第十一条第一項第一号又は第二号の許可等を受けようとした者については、なお従前の例による。

附 則 (令和六年三月二十五日三重県条例第十四号)

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

別表第一 (第二条関係)

手数料の種類別	区分	手数料の額
一 風俗営業許可申請手数料	a 三月以内の期間を限って営む営業	一万五千元
	b その他の営業	二万五千元

	<p>ロ ぱちんこ屋又は政令第八条に規定する営業について許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に未認定遊技機があるとき。</p>	<p>イの a 又は b の下欄に定める額に、二千八百円（法第二十条第四項の検定（以下この表において単に「検定」という。）を受けた型式に属する未認定遊技機以外の未認定遊技機（以下この表において「特定未認定遊技機」という。）がある場合にあっては、五千六百円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を二千四百円に乗じて得た額を加算した額）を加算した額に、未認定遊技機一台ごとに四十円（特定未認定遊技機については、それぞれ九の項のハの下欄に定める額から八千円を減じた額）を加算した額</p>
	<p>ハ ぱちんこ屋及び政令第八条に規定する営業以外の風俗営業について許可を受けようとする場合</p>	<p>a 三月以内の期間を限って営む営業</p> <p>一万四千元</p>
	<p>b その他の営業</p> <p>二万四千元</p>	<p>二万四千元</p>
一 許可証再交付手数料	<p>法第三十一条の二十三において準用する場合</p> <p>千五百円</p> <p>その他の場合</p> <p>千二百円</p>	<p>千五百円</p> <p>千二百円</p>
二 相続承認申請手数料	<p>法第三十一条の二十三において準用する場合</p> <p>八千七百円</p> <p>その他の場合</p> <p>九千円</p>	<p>八千七百円</p> <p>九千円</p>
三 合併承認申請手数料	<p>法第三十一条の二十三において準用する場合</p> <p>一万二千元</p> <p>その他の場合</p> <p>一万二千元</p>	<p>一万二千元</p> <p>一万二千元</p>
四の二 分割承認申請手数料	<p>法第三十一条の二十三において準用する場合</p> <p>一万二千元</p> <p>その他の場合</p> <p>一万二千元</p>	<p>一万二千元</p> <p>一万二千元</p>
五 変更承認申請手数料	<p>九千九百円</p>	<p>九千九百円</p>
六 許可証書換え手数料	<p>法第三十一条の二十三において準用する場合</p> <p>千四百円</p> <p>その他の場合</p> <p>千五百円</p>	<p>千四百円</p> <p>千五百円</p>
七 特例認定申請手数料	<p>一万三千元</p>	<p>一万三千元</p>
八 特例認定証再交付手数料	<p>法第三十一条の二十三において準用する場合</p> <p>千五百円</p> <p>その他の場合</p> <p>千二百円</p>	<p>千五百円</p> <p>千二百円</p>
九 遊技機認定申請手数料	<p>イ 法第二十条第五項の指定試験機関（以下この表において単に「指定試験機関」という。）が行う</p> <p>二千二百円</p>	<p>二千二百円</p>

<p>認定に必要な試験（以下この表において「遊技機試験」という。）を受けた遊技機について認定を受けようとする場合</p>																																			
<p>ロ 検定を受けた型式に属する遊技機（遊技機試験を受けたものを除く。）について認定を受けようとする場合</p>	<p>四千三百四十円</p>																																		
<p>ハ イ又はロの遊技機以外の遊技機について認定を受けようとする場合</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="624 385 1098 1541"> <p>1 ぱちんこ遊技機</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="683 427 890 1182"> <p>a 入賞を容易にするための装置であつて国家公安委員会規則で定めらるるもの（以下この表において「特定装置」という。）が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）</p> </td> <td data-bbox="890 427 1098 904"> <p>イ マイクロプロセッサ（電子計算機の中央演算処理装置を構成する集積回路をいう。以下この表において同じ。）を内蔵するもの</p> </td> <td data-bbox="1098 427 1402 904"> <p>三万五千元</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 904 890 1182"> <p>（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）</p> </td> <td data-bbox="890 904 1098 1182"> <p>ロ イに掲げるもの以外のも</p> </td> <td data-bbox="1098 904 1402 1182"> <p>一万六千三百円</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 1182 890 1346"> <p>b 特定装置が設けられているもの（aに掲げるものを除く。）</p> </td> <td data-bbox="890 1182 1098 1346"> <p>イ マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> </td> <td data-bbox="1098 1182 1402 1346"> <p>一万九千元</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 1346 890 1541"> <p>（aに掲げるものを除く。）</p> </td> <td data-bbox="890 1346 1098 1541"> <p>ロ イに掲げるもの以外のも</p> </td> <td data-bbox="1098 1346 1402 1541"> <p>一万六千三百円</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 1541 1098 1711"> <p>c a又はbに掲げるもの以外のも</p> </td> <td data-bbox="1098 1541 1402 1711"> <p>一万四千四百円</p> </td> </tr> </table> </td> <td data-bbox="1098 385 1402 1541"> <p>一万六千三百円</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="624 1541 1098 1711"> <p>2 回胴式遊技機</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="683 1585 890 1666"> <p>a マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> </td> <td data-bbox="1098 1585 1402 1666"> <p>五万九千元</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 1666 1098 1711"> <p>b aに掲げるもの以外のも</p> </td> <td data-bbox="1098 1666 1402 1711"> <p>一万三千元</p> </td> </tr> </table> </td> <td data-bbox="1098 1541 1402 1711"> <p>五万九千元</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="624 1711 1098 1877"> <p>3 アレンジボール遊技機</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="683 1756 890 1836"> <p>a マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> </td> <td data-bbox="1098 1756 1402 1836"> <p>三万五千元</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 1836 1098 1877"> <p>b aに掲げるもの以外のも</p> </td> <td data-bbox="1098 1836 1402 1877"> <p>一万九千元</p> </td> </tr> </table> </td> <td data-bbox="1098 1711 1402 1877"> <p>三万五千元</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="624 1877 1098 2040"> <p>4 じゃん球遊技機</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="683 1921 890 2002"> <p>a マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> </td> <td data-bbox="1098 1921 1402 2002"> <p>三万五千元</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 2002 1098 2040"> <p>b aに掲げるもの以外のも</p> </td> <td data-bbox="1098 2002 1402 2040"> <p>一万九千元</p> </td> </tr> </table> </td> <td data-bbox="1098 1877 1402 2040"> <p>三万五千元</p> </td> </tr> </table>	<p>1 ぱちんこ遊技機</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="683 427 890 1182"> <p>a 入賞を容易にするための装置であつて国家公安委員会規則で定めらるるもの（以下この表において「特定装置」という。）が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）</p> </td> <td data-bbox="890 427 1098 904"> <p>イ マイクロプロセッサ（電子計算機の中央演算処理装置を構成する集積回路をいう。以下この表において同じ。）を内蔵するもの</p> </td> <td data-bbox="1098 427 1402 904"> <p>三万五千元</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 904 890 1182"> <p>（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）</p> </td> <td data-bbox="890 904 1098 1182"> <p>ロ イに掲げるもの以外のも</p> </td> <td data-bbox="1098 904 1402 1182"> <p>一万六千三百円</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 1182 890 1346"> <p>b 特定装置が設けられているもの（aに掲げるものを除く。）</p> </td> <td data-bbox="890 1182 1098 1346"> <p>イ マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> </td> <td data-bbox="1098 1182 1402 1346"> <p>一万九千元</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 1346 890 1541"> <p>（aに掲げるものを除く。）</p> </td> <td data-bbox="890 1346 1098 1541"> <p>ロ イに掲げるもの以外のも</p> </td> <td data-bbox="1098 1346 1402 1541"> <p>一万六千三百円</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 1541 1098 1711"> <p>c a又はbに掲げるもの以外のも</p> </td> <td data-bbox="1098 1541 1402 1711"> <p>一万四千四百円</p> </td> </tr> </table>	<p>a 入賞を容易にするための装置であつて国家公安委員会規則で定めらるるもの（以下この表において「特定装置」という。）が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）</p>	<p>イ マイクロプロセッサ（電子計算機の中央演算処理装置を構成する集積回路をいう。以下この表において同じ。）を内蔵するもの</p>	<p>三万五千元</p>	<p>（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）</p>	<p>ロ イに掲げるもの以外のも</p>	<p>一万六千三百円</p>	<p>b 特定装置が設けられているもの（aに掲げるものを除く。）</p>	<p>イ マイクロプロセッサを内蔵するもの</p>	<p>一万九千元</p>	<p>（aに掲げるものを除く。）</p>	<p>ロ イに掲げるもの以外のも</p>	<p>一万六千三百円</p>	<p>c a又はbに掲げるもの以外のも</p>	<p>一万四千四百円</p>	<p>一万六千三百円</p>	<p>2 回胴式遊技機</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="683 1585 890 1666"> <p>a マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> </td> <td data-bbox="1098 1585 1402 1666"> <p>五万九千元</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 1666 1098 1711"> <p>b aに掲げるもの以外のも</p> </td> <td data-bbox="1098 1666 1402 1711"> <p>一万三千元</p> </td> </tr> </table>	<p>a マイクロプロセッサを内蔵するもの</p>	<p>五万九千元</p>	<p>b aに掲げるもの以外のも</p>	<p>一万三千元</p>	<p>五万九千元</p>	<p>3 アレンジボール遊技機</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="683 1756 890 1836"> <p>a マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> </td> <td data-bbox="1098 1756 1402 1836"> <p>三万五千元</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 1836 1098 1877"> <p>b aに掲げるもの以外のも</p> </td> <td data-bbox="1098 1836 1402 1877"> <p>一万九千元</p> </td> </tr> </table>	<p>a マイクロプロセッサを内蔵するもの</p>	<p>三万五千元</p>	<p>b aに掲げるもの以外のも</p>	<p>一万九千元</p>	<p>三万五千元</p>	<p>4 じゃん球遊技機</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="683 1921 890 2002"> <p>a マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> </td> <td data-bbox="1098 1921 1402 2002"> <p>三万五千元</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 2002 1098 2040"> <p>b aに掲げるもの以外のも</p> </td> <td data-bbox="1098 2002 1402 2040"> <p>一万九千元</p> </td> </tr> </table>	<p>a マイクロプロセッサを内蔵するもの</p>	<p>三万五千元</p>	<p>b aに掲げるもの以外のも</p>	<p>一万九千元</p>	<p>三万五千元</p>
<p>1 ぱちんこ遊技機</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="683 427 890 1182"> <p>a 入賞を容易にするための装置であつて国家公安委員会規則で定めらるるもの（以下この表において「特定装置」という。）が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）</p> </td> <td data-bbox="890 427 1098 904"> <p>イ マイクロプロセッサ（電子計算機の中央演算処理装置を構成する集積回路をいう。以下この表において同じ。）を内蔵するもの</p> </td> <td data-bbox="1098 427 1402 904"> <p>三万五千元</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 904 890 1182"> <p>（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）</p> </td> <td data-bbox="890 904 1098 1182"> <p>ロ イに掲げるもの以外のも</p> </td> <td data-bbox="1098 904 1402 1182"> <p>一万六千三百円</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 1182 890 1346"> <p>b 特定装置が設けられているもの（aに掲げるものを除く。）</p> </td> <td data-bbox="890 1182 1098 1346"> <p>イ マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> </td> <td data-bbox="1098 1182 1402 1346"> <p>一万九千元</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 1346 890 1541"> <p>（aに掲げるものを除く。）</p> </td> <td data-bbox="890 1346 1098 1541"> <p>ロ イに掲げるもの以外のも</p> </td> <td data-bbox="1098 1346 1402 1541"> <p>一万六千三百円</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 1541 1098 1711"> <p>c a又はbに掲げるもの以外のも</p> </td> <td data-bbox="1098 1541 1402 1711"> <p>一万四千四百円</p> </td> </tr> </table>	<p>a 入賞を容易にするための装置であつて国家公安委員会規則で定めらるるもの（以下この表において「特定装置」という。）が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）</p>	<p>イ マイクロプロセッサ（電子計算機の中央演算処理装置を構成する集積回路をいう。以下この表において同じ。）を内蔵するもの</p>	<p>三万五千元</p>	<p>（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）</p>	<p>ロ イに掲げるもの以外のも</p>	<p>一万六千三百円</p>	<p>b 特定装置が設けられているもの（aに掲げるものを除く。）</p>	<p>イ マイクロプロセッサを内蔵するもの</p>	<p>一万九千元</p>	<p>（aに掲げるものを除く。）</p>	<p>ロ イに掲げるもの以外のも</p>	<p>一万六千三百円</p>	<p>c a又はbに掲げるもの以外のも</p>	<p>一万四千四百円</p>	<p>一万六千三百円</p>																				
<p>a 入賞を容易にするための装置であつて国家公安委員会規則で定めらるるもの（以下この表において「特定装置」という。）が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）</p>	<p>イ マイクロプロセッサ（電子計算機の中央演算処理装置を構成する集積回路をいう。以下この表において同じ。）を内蔵するもの</p>	<p>三万五千元</p>																																	
<p>（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）</p>	<p>ロ イに掲げるもの以外のも</p>	<p>一万六千三百円</p>																																	
<p>b 特定装置が設けられているもの（aに掲げるものを除く。）</p>	<p>イ マイクロプロセッサを内蔵するもの</p>	<p>一万九千元</p>																																	
<p>（aに掲げるものを除く。）</p>	<p>ロ イに掲げるもの以外のも</p>	<p>一万六千三百円</p>																																	
<p>c a又はbに掲げるもの以外のも</p>	<p>一万四千四百円</p>																																		
<p>2 回胴式遊技機</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="683 1585 890 1666"> <p>a マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> </td> <td data-bbox="1098 1585 1402 1666"> <p>五万九千元</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 1666 1098 1711"> <p>b aに掲げるもの以外のも</p> </td> <td data-bbox="1098 1666 1402 1711"> <p>一万三千元</p> </td> </tr> </table>	<p>a マイクロプロセッサを内蔵するもの</p>	<p>五万九千元</p>	<p>b aに掲げるもの以外のも</p>	<p>一万三千元</p>	<p>五万九千元</p>																														
<p>a マイクロプロセッサを内蔵するもの</p>	<p>五万九千元</p>																																		
<p>b aに掲げるもの以外のも</p>	<p>一万三千元</p>																																		
<p>3 アレンジボール遊技機</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="683 1756 890 1836"> <p>a マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> </td> <td data-bbox="1098 1756 1402 1836"> <p>三万五千元</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 1836 1098 1877"> <p>b aに掲げるもの以外のも</p> </td> <td data-bbox="1098 1836 1402 1877"> <p>一万九千元</p> </td> </tr> </table>	<p>a マイクロプロセッサを内蔵するもの</p>	<p>三万五千元</p>	<p>b aに掲げるもの以外のも</p>	<p>一万九千元</p>	<p>三万五千元</p>																														
<p>a マイクロプロセッサを内蔵するもの</p>	<p>三万五千元</p>																																		
<p>b aに掲げるもの以外のも</p>	<p>一万九千元</p>																																		
<p>4 じゃん球遊技機</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="683 1921 890 2002"> <p>a マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> </td> <td data-bbox="1098 1921 1402 2002"> <p>三万五千元</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 2002 1098 2040"> <p>b aに掲げるもの以外のも</p> </td> <td data-bbox="1098 2002 1402 2040"> <p>一万九千元</p> </td> </tr> </table>	<p>a マイクロプロセッサを内蔵するもの</p>	<p>三万五千元</p>	<p>b aに掲げるもの以外のも</p>	<p>一万九千元</p>	<p>三万五千元</p>																														
<p>a マイクロプロセッサを内蔵するもの</p>	<p>三万五千元</p>																																		
<p>b aに掲げるもの以外のも</p>	<p>一万九千元</p>																																		

十 遊技機 検定申 請手数料	イ 指定試験機関が行う検定に必要な試験（以下この表において「型式試験」という。）を受けた型式について検定を受けようとする場合	5 1から4までに掲げる遊技機以外の遊技機	a マイクロプロセッサを内蔵するもの	二万九千円		
		b aに掲げるもの以外のもの	一万二千六百元			
	ロ 検定を受けようとする都道府県公安委員会以外の都道府県公安委員会の検定を受けた型式（型式試験を受けたものを除く。）について検定を受けようとする場合				三千九百元	
	ハ イ又はロの型式以外の型式について検定を受けようとする場合	I ぱちんこ遊技機	a 特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）	ⅰ マイクロプロセッサを内蔵するもの	百四十二万五千元	
				ⅱ ⅰに掲げるもの以外のもの	四十二万八千元	
				b 特定装置が設けられているもの（aに掲げるものを除く。）	ⅰ マイクロプロセッサを内蔵するもの	百十二万八千元
					ⅱ ⅰに掲げるもの以外のもの	四十二万八千元
				c a又はbに掲げるもの以外のもの	三十三万八千元	
				2 回転式遊技機	a マイクロプロセッサを内蔵するもの	百六十二万千円
			b aに掲げるもの以外のもの		四十七万九千元	
3 アレンジボール遊技機			a マイクロプロセッサを内蔵するもの	百十四万八千元		
			b aに掲げるもの以外のもの	四十八万二千元		
4 じゃん球遊技機			a マイクロプロセッサを内蔵するもの	百十四万七千元		
	b aに掲げるもの以外のもの	四十八万千円				
十一 遊技機試験 申請手数料	イ ぱちんこ遊技機について遊技機試験を受けようとする場合	I 特定装置が設けられ	a マイクロプロセッサを内蔵するもの	四万三千三百円		

十二 型式試験申請手数料	2 特定装置が設けられているもの (1に掲げるものを除く。)	a	マイクロプロセッサを内蔵するもの	三万六千三百円	
		b	aに掲げるもの以外のもの	一万三千元	
		3 1又は2に掲げるもの以外のもの		一万千元	
	ロ 回胴式遊技機について遊技機試験を受けようとする場合	1	マイクロプロセッサを内蔵するもの	六万八千三百円	
		2	1に掲げるもの以外のもの	三万三千元	
	ハ アレンジボール遊技機について遊技機試験を受けようとする場合	1	マイクロプロセッサを内蔵するもの	四万二千三百円	
		2	1に掲げるもの以外のもの	二万六千三百円	
	ニ じゃん球遊技機について遊技機試験を受けようとする場合	1	マイクロプロセッサを内蔵するもの	四万二千三百円	
		2	1に掲げるもの以外のもの	二万六千三百円	
	ホ イからニまでに掲げる遊技機以外の遊技機について遊技機試験を受けようとする場合	1	マイクロプロセッサを内蔵するもの	三万六千三百円	
		2	1に掲げるもの以外のもの	一万九千五百円	
	イ ぱちんこ遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合	1 特定装置が設けられているもの (当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)	a	マイクロプロセッサを内蔵するもの	百四十四万二千元
			b	aに掲げるもの以外のもの	四十四万五千元
		2 特定装置が設けられているもの (1に掲げるものを除く。)	a	マイクロプロセッサを内蔵するもの	百十三万五千元
			b	aに掲げるもの以外のもの	四十四万五千元
				二万三千五百円	

	<p>3 1又は2に掲げるもの以外のもの</p> <p>二十四万五千円</p>
	<p>ロ 回転式遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合</p> <p>1 マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>二百六十二万八千円</p> <p>2 1に掲げるもの以外のもの</p> <p>四十八万六千円</p>
	<p>ハ アレンジボール遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合</p> <p>1 マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>百十五万五千円</p> <p>2 1に掲げるもの以外のもの</p> <p>四十八万九千円</p>
	<p>ニ じゃん球遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合</p> <p>1 マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>百十五万四千円</p> <p>2 1に掲げるもの以外のもの</p> <p>四十八万八千円</p>
十三 遊技機変更承認申請手数料	<p>イ 承認を受けようとする遊技機に未認定遊技機がない場合</p> <p>二千四百円</p> <p>ロ 承認を受けようとする遊技機に未認定遊技機がある場合</p> <p>五千二百円（特定未認定遊技機がある場合にあっては、八千円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を二千四百円に乘じて得た額を加算した額）に、未認定遊技機一台ごとに四十円（特定未認定遊技機については、それぞれ九の項のハの下欄に定める額から八千円を減じた額）を加算した額</p>
十四 営業所管理者講習手数料	<p>講習一時間につき</p> <p>六百五十円</p>
十五 届出確認書交付手数料	<p>イ 店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業を営もうとする者</p> <p>一万九千九百円</p> <p>ロ 無店舗型性風俗特殊営業のうち、法第二条第七項第一号の営業を営もうとする者で当該営業につき受付所を設けようとするもの</p> <p>三千四百円と八千五百円に受付所の数を乘じて得た額との合計額</p> <p>ハ 無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業若しくは無店舗型電話異性紹介営業を営もうとする者（ロに掲げる者を除く。）又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十九号）附則第三条第二項の規定により店舗型性風俗特殊営業等の届出書を提出したものとみなされる者</p> <p>二千四百円</p>
十六 変更届出確認書交付手数料	<p>イ 変更に係る事項が受付所の新設に係るものである場合</p> <p>千九百円と八千五百円に当該新設に係る受付所の数を乘じて得た額との合計額</p>

十七 届出確認書 再交付手数料	ロ イに掲げる場合以外の場合	千五百円
		千二百円
十八 特定遊興飲食店営業許可申請手数料	イ 三月以内の期間を限って営む営業	一万四千元
	ロ その他の営業	二万四千元

備考

一 一の項の許可を受けようとする者が本県において同時に他の同項の許可を受けようとする場合における当該他の同項の許可に係る手数料の額は、それぞれ同項下欄に定める額から八千六百円を減じた額とする。

二 法第四条第三項（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の規定が適用される営業所につき一の項又は十八の項の許可を受けようとする場合における手数料の額は、それぞれ同項下欄に定める額に六千八百円を加算した額とする。

三 三の項の承認を受けようとする者が本県において同時に他の同項の承認を受けようとする場合における当該他の同項の承認に係る手数料の額は、それぞれ同項下欄に定める額から五千二百円（法第三十一条の二十三において準用する場合は四千八百円）を減じた額とする。

四 四の項の承認を受けようとする者が本県において同時に他の同項の承認を受けようとする場合における当該他の同項の承認に係る手数料の額は、それぞれ同項下欄に定める額から八千二百円（法第三十一条の二十三において準用する場合は七千七百円）を減じた額とする。

四の二 四の二の項の承認を受けようとする者が本県において同時に他の同項の承認を受けようとする場合における当該他の同項の承認に係る手数料の額は、それぞれ同項下欄に定める額から八千二百円（法第三十一条の二十三において準用する場合は七千七百円）を減じた額とする。

五 七の項の認定を受けようとする者が本県において同時に他の同項の認定を受けようとする場合における当該他の同項の認定に係る手数料の額は、それぞれ同項下欄に定める額から三千円を減じた額とする。

六 九の項の認定を受けようとする者が本県において同時に当該認定に係る遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について認定を受けようとする場合における当該他の遊技機の認定に係る手数料の額は、同項下欄の規定にかかわらず、同項のイの場合にあつては零円とし、同項のロの場合にあつては四十円とし、同項のハの場合にあつてはそれぞれ同項のハの下欄に定める額から八千円を減じた額とする。

七 十一の項の試験を受けようとする者が本県において同時に当該試験に係る遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について試験を受けようとする場合における当該他の遊技機の試験に係る手数料の額は、それぞれ同項下欄に定める額から一万四千三百円を減じた額とする。

八 十八の項の許可を受けようとする者が本県において同時に他の同項の許可を受けようとする場合における当該他の同項の許可に係る手数料の額は、それぞれ同項下欄に定める額から八千七百円を減じた額とする。

別表第二（第三条関係）

手数料の種別	手数料の額
一 古物営業許可申請手数料	一万九千元
二 古物営業許可証再交付手数料	千三百円
三 古物営業許可証書換え手数料	千五百円
四 古物競りあつせん業認定申請手数料	一万七千元

別表第三（第四条関係）

手数料の種別	区分	手数料の額
--------	----	-------

一 猟銃用火薬類 等譲渡許可申請 手数料		千二百円	
一 猟銃用火薬類 等譲受許可申請 手数料	イ 火工品のみについての許可の審査	二千四百円	
	ロ イ以外の 許可の審査	申請に係る火薬類（火工品を除く。）の数量が二十五キログラム以下の場合	三千五百円
		申請に係る火薬類（火工品を除く。）の数量が二十五キログラムを超える場合	六千九百円
三 火薬類運搬証 明書交付手数料		二千五百円	
四 輸入許可申請 手数料	イ 申請に係る火薬及び爆薬の数量が二十五キログラム以下の場合	一万二千元	
	ロ イ以外の場合	二万五千元	

別表第四（第五条関係）

手数料の種別	手数料の額
一 質屋営業許可申請手数料	二万二千元
二 質屋営業所移転許可申請手数料	一万二千元
三 質屋営業所管理者新設・変更許可申請手数料	五千七百元
四 質屋営業許可証書換え手数料	千五百円
五 質屋営業許可証再交付手数料	千三百円

別表第五（第六条関係）

手数料の種別	手数料の額
一 運搬証明書交付手数料	一万五千元
二 運搬証明書書換え手数料	五千四百円
三 運搬証明書再交付手数料	二千二百円

別表第六（第七条関係）

手数料の種別	区分	手数料の額
一 銃砲等又は刀 剣類所持許可申 請手数料		一万五千元
一の二 認知機能 検査受検手数料		六百五十円
一 猟銃等取扱講 習手数料	現に法第四条第一項第一号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持する者及び法第五条の二第三項第二号又は第三号に掲げる者	三千元
	その他の者	六千九百円
一の二 クロスボ ウ取扱講習手数 料	現に法第四条第一項第一号の規定による許可を受けてクロスボウを所持する者	三千元
	その他の者	六千九百円
三 猟銃技能検定 申請手数料		二万二千元

三の二 猟銃技能講習手数料		一万四千元
四 国際競技参加外国人銃砲等又は刀剣類所持許可申請手数料		三千九百元
五 銃砲所持許可証追記申請手数料		六千八百元
五の二 クロスボウ所持許可証追記申請手数料		六千八百元
六 許可証書換え手数料		千六百元
七 許可証再交付手数料		千九百元
八 猟銃等所持許可更新申請手数料	新たな許可証の交付を伴うもの 新たな許可証の交付を伴わないもの	七千二百円 六千八百元
八の二 クロスボウ所持許可更新申請手数料	新たな許可証の交付を伴うもの 新たな許可証の交付を伴わないもの	七千二百円 六千八百元
九 射撃教習資格認定申請手数料		八千九百元
十 猟銃等射撃練習資格認定申請手数料		八千九百元
十一 年少射撃資格認定申請手数料		九千六百元
十二 年少射撃資格認定証書換え手数料		千八百元
十三 年少射撃資格認定証再交付手数料		千九百元
十四 年少射撃資格講習受講手数料		九千八百元
十五 クロスボウ射撃練習資格認定申請手数料		九千三百円
備考	<p>一 一の項の許可を受けようとする者が本県において同時に他の同項の許可を受けようとする場合における当該他の同項の許可に係る手数料の額は、それぞれ同項下欄に定める額から二千八百円を減じた額とする。</p>	

- 二 四の項の許可を受けようとする者が本県において同時に他の同項の許可を受けようとする場合における当該他の同項の許可に係る手数料の額は、それぞれ同項下欄に定める額から二千百円を減じた額とする。
- 三 五の項の許可を受けようとする者が本県において同時に他の同項の許可を受けようとする場合における当該他の同項の許可に係る手数料の額は、それぞれ同項下欄に定める額から二千五百円を減じた額とする。
- 四 五の項の許可を受けようとする者が本県において同時に八の項の許可の更新を受けようとする場合における同項の許可の更新に係る手数料の額は、それぞれ同項下欄に定める額から二千三百円を減じた額とする。
- 五 五の二の項の許可を受けようとする者が本県において同時に他の同項の許可を受けようとする場合における当該他の同項の許可に係る手数料の額は、それぞれ同項下欄に定める額から二千五百円を減じた額とする。
- 六 五の二の項の許可を受けようとする者が本県において同時に八の二の項の許可の更新を受けようとする場合における同項の許可の更新に係る手数料の額は、それぞれ同項下欄に定める額から二千四百円を減じた額とする。
- 七 八の項の許可の更新を受けようとする者が本県において同時に他の同項の許可の更新を受けようとする場合における当該他の同項の許可の更新に係る手数料の額は、それぞれ同項下欄に定める額から二千四百円を減じた額とする。
- 八 八の二の項の許可の更新を受けようとする者が本県において同時に他の同項の許可の更新を受けようとする場合における当該他の同項の許可の更新に係る手数料の額は、それぞれ同項下欄に定める額から二千四百円を減じた額とする。
- 九 十一の項の認定を受けようとする者が本県において同時に他の同項の認定を受けようとする場合における当該他の同項の認定の申請に係る手数料の額は、それぞれ同項下欄に定める額から三千七百円を減じた額とする。
- 十 十五の項の認定を受けようとする者が本県において同時に他の同項の認定を受けようとする場合における当該他の同項の認定の申請に係る手数料の額は、それぞれ同項下欄に定める額から三千七百円を減じた額とする。

別表第七（第八条関係）

手数料の種別	区分	手数料の額
一 パーキング・メーター作動等手数料		一回につき 二百円
二 登録審査申請手数料		一万三千円
三 登録更新審査申請手数料		一万三千円
四 駐車監視員資格者証交付申請手数料		九千九百円
五 駐車監視員資格者講習手数料		一万円
六 駐車監視員資格者認定申請手数料		四千五百円
七 駐車監視員資格者証書換え手数料		二千百円

八 駐車監視員資格者証再交付手数料			千八百円
九 特定自動運行許可申請手数料			七万九千二百円
十 特定自動運行計画変更許可申請手数料			七万八千五百円
十一 道路使用許可申請手数料			一件につき 二千三百円
十二 道路使用許可証再交付手数料			一件につき 五百円
十三 運転免許試験手数料	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	法第九十七条の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千五百五十円
		法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千九百円
		政令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験	八百円
		法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	四千百円
	普通自動車免許に係る試験	法第九十七条の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千七百五十円
		法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千九百円
		法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	六千六百円
		政令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験	八百円

	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	二千五百五十円
	法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	三千三百五十円
特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動車二輪車免許、普通自動車二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験	法第九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受取る場合	千七百五十円
	法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受取る場合	千九百円
	政令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験	八百円
	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	二千六百円
	法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	四千五十円
	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受取る場合	千九百円
小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	政令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験	八百円
	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	千五百円
	法第九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受取る場合	千七百円

	通自動車第二種免許に係る試験	法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千九百円
		政令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験	八百円
		法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	四千八百円
		法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	七千六百五十円
	仮運転免許に係る試験	法第九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千七百円
		法第九十七条の二第一項第四号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千五百五十円
		法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	二千九百円
		法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	四千三百五十円
十四 検査手数料	大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する法第八十九条第三項の規定による検査（以下「検査」という。）		三千九百円
		公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	六千四百円
		普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	三千七百五十円
		公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	四千五百五十円
十五 審査手数料			千四百円

		公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	二千八百五十円
十六 免許証交付手数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証（政令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者であつて、法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受けたものに対する交付の場合を除く。）		二千五百円
		法第九十二条第一項後段の規定により、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合	二千五百円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載することに二百円を加算した額
	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証（政令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者であつて、法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受けたものに対する交付の場合に限る。）		千七百円
		法第九十二条第一項後段の規定により、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合	千七百円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載することに二百円を加算した額
	仮運転免許に係る免許証		千五百五十円
十七 免許証再交付手数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証		二千二百五十円
	仮運転免許に係る免許証		千五百五十円
十八 技能検定員資格者証交付手数料			千五百五十円
十九 技能検定員審査手数料	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る法第九十九条の二第四項第一号イの規定による審査（以下「技能検定員審査」という。）		二万三千四百円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査		一万九千五百円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査		一万四千七百円
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。）		二万五千五百円
二十 教習指導員資格者証交付手数料			千五百五十円

二十一 教習指導員審査手数料	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る法第九十九条の三第四項第一号イの規定による審査（以下「教習指導員審査」という。）	一万四千五百五十円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	一万千八百五十円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	九千六百五十円
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。）	一万二千四百五十円
二十二 再試験手数料	準中型自動車免許に係る再試験	千九百円
	法第百条の二第二項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	四千四百円
	普通自動車免許に係る再試験	千七百五十円
	法第百条の二第二項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	二千五百五十円
	大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	千六百五十円
	法第百条の二第二項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	三千百円
原動機付自転車免許に係る再試験	千円	
二十三 免許証更新手数料	免許の更新（法第百一条の二の二第一項の規定により免許証の更新の申請をする場合を除く。）	二千五百円
	免許の更新（法第百一条の二の二第一項の規定により免許証の更新の申請をする場合に限る。）	二千五百五十円
二十四 経由手数料		五百五十円
二十五 運転経歴証明書交付手数料		千百円
二十六 運転経歴証明書再交付手数料		千百円
二十七 国外運転免許証交付手数料		二千三百五十円

二十八 講習手数料

法第百八条の二第二項第一号に掲げる講習	講習一時間につき 七百五十円	
法第百八条の二第二項第二号に掲げる講習	講習一時間につき 二千三百五十円	
法第百八条の二第二項第三号に掲げる講習	講習一時間につき 千九百五十円	
法第百八条の二第二項第四号に掲げる講習	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）	講習一時間につき 四千四百五十円
	準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。）	講習一時間につき 三千五百円
	普通自動車免許に係る講習	講習一時間につき 二千八百円
法第百八条の二第二項第五号に掲げる講習	大型自動二輪車免許に係る講習	講習一時間につき 四千百五十円
	普通自動二輪車免許に係る講習	講習一時間につき 四千円
法第百八条の二第二項第六号に掲げる講習	講習一時間につき 千五百円	
法第百八条の二第二項第七号に掲げる講習	講習一時間につき 三千百円	
法第百八条の二第二項第八号に掲げる講習	講習一時間につき 千四百円	
法第百八条の二第二項第九号に掲げる講習	講習一時間につき 七百五十円	
法第百八条の二第二項第十号に掲げる講習	準中型自動車免許に係る講習	講習一時間につき 二千百五十円
	普通自動車免許に係る講習	講習一時間につき 二千五十円
	大型自動二輪車免許に係る講習	講習一時間につき 二千七百円
	普通自動二輪車免許に係る講習	講習一時間につき 二千五百五十円
	原動機付自転車免許に係る講習	講習一時間につき 二千四百五十円
法第百八条の二第二項第十一号に掲げる講習	法第九十二条の二第一項の表の備考一の2に規定する優良運転者に対する講習	五百円

		法第九十二条の二第一項の表の備考一の3に規定する一般運転者に対する講習	八百円
		法第九十二条の二第一項の表の備考一の4に規定する違反運転者等に対する講習	千三百五十円
		国家公安委員会規則で定める政令第三十三条の七第二項の基準に該当しない者に対する講習	八百円
	法第八十二条の二第二項第十二号に掲げる講習	法第七十一条の五第三項に規定する普通自動車対応免許（以下この表において「普通自動車対応免許」という。）を受けている者（法第九十七条の二第一項第三号イ及びハに掲げる者並びに法第一百一条の四第三項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習	六千四百五十円
		普通自動車対応免許を受けている者（法第九十七条の二第一項第三号イ若しくはハに掲げる者又は法第一百一条の四第三項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であつて普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習	二千九百円
	法第八十二条の二第二項第十三号に掲げる講習		一万二千五百円
		当該講習が府令第三十八条第十三項第二号の表第一号に掲げる講習方法に係るものである場合	九千五十円
	法第八十二条の二第二項第十四号に掲げる講習		講習一時間につき 二千二百五十円
	法第八十二条の二第二項第十五号又は十六号に掲げる講習		講習一時間につき 二千円
二十九 通知手数料			九百円
三十 特定任意講習手数料			千三百五十円
三十一 認知機能検査手数料			千五十円
三十二 運転技能検査手数料			三千五百五十円

備考

一の種類の運転免許に係る免許証に他の種類の運転免許に係る事項を記載した免許証の再交付は、一の免許証の再交付とする。

別表第八（第八条第一項第十九号関係）

審査細目	区分	手数料の額から減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	四千元
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	三千五百五十円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	千二百五十円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	四千二百五十円
一 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	六千七百元
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	六千五百円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	一千五百円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	七千四百円
二 法第百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となっている事項	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	二千五百円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	二千円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	二千円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	二千五百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	二千五百円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	二千円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	二千円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	二千五百円
五 技能検定の実施に関する知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	二千三百五十円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	千九百円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	二千六百五十円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	二千三百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	千八百円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	二千五十円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	二千五百五十円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	二千七百円
七 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第二条第一項に規定する自	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	二千五百五十円

自動車運転代行業に関する法令についての知識	
備考	
一 技能検定員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の下欄に定めるところによるほか、別表第七の十九の項の下欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については二千三百五十円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については九百円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については千百円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については二千九百円を減ずるものとする。	
二 技能検定員審査を受けようとする者が三の項及び四の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、三の項及び四の項の下欄に定めるところによるほか、別表第七の十九の項の下欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については五百円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については三百円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については三百円を減ずるものとする。	

別表第九（第八条第一項第二十一号関係）

審査細目	区分	手数料の額から減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	四千元
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	二千五百五十円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	千二百五十円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	四千二百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	千四百円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	千三百円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	千三百五十円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	二千五百円
三 学科教習に必要な教習の技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	千三百円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	千二百五十円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	千二百五十円
四 法第八十八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	千六百元
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	千三百五十円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	千三百円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	千六百元
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	千三百五十円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	千三百円

六 教習指導員として必要な教育についての知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	千五百円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	千三百円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	千二百五十円
七 道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	二千五百五十円
備考		
<p>一 教習指導員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の下欄に定めるところによるほか、別表第七の二十一の項の下欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については二千四百円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については九百円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については千百円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については二千八百五十円を減ずるものとする。</p> <p>二 教習指導員審査を受けようとする者が四の項及び五の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、四の項及び五の項の下欄に定めるところによるほか、別表第七の二十一の項の下欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については百五十円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については百五十円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については百五十円を減ずるものとする。</p>		

別表第十 (第九条関係)

手数料の種別	区分	手数料の額
一 警備業認定申請手数料		二万三千元
二 警備業認定更新申請手数料		二万三千元
三 警備員指導教育責任者資格者証交付申請手数料		九千八百円
四 警備員指導教育責任者講習手数料		講習一時間につき千二百円
五 警備員指導教育責任者資格者証書換え手数料		千八百円
六 警備員指導教育責任者資格者証再交付手数料		千八百円
七 現任警備員指導教育責任者講習手数料		五千円
八 警備業検定申請手数料	イ 警備業務の種別 (法第十八条に規定する種別をいう。以下同じ。) のうち、法第二条第一項第一号に掲げる警備業務に係るものに係る検定	一万六千元

	ロ 警備業務の種別のうち、法第二条第一項第一号に掲げる警備業務に係るものに係る検定（国家公安委員会規則で定める車両その他の機材を用いて行われるものに限る。）	一万四千元
	ハ 警備業務の種別のうち、法第二条第一項第一号に掲げる警備業務に係るものに係る検定（ロに掲げるものを除く。）	一万三千元
	ニ 警備業務の種別のうち、法第二条第一項第二号に掲げる警備業務に係るものに係る検定	一万六千元
九 検定合格証明書交付申請手数料		一万円
十 検定合格証明書書換え手数料		二千二百円
十一 検定合格証明書再交付手数料		二千元
十二 機械警備業務管理者資格者証交付申請手数料		九千八百円
十三 機械警備業務管理者講習手数料		三万九千元
十四 機械警備業務管理者資格者証書換え手数料		千八百円
十五 機械警備業務管理者資格者証再交付手数料		千八百円
十六 旧法検定合格者審査手数料		四千七百円

別表第十一（第十条関係）

手数料の種別	手数料の額
一 自動車保管場所証明申請手数料	一枚につき 二千二百円
二 自動車保管場所証明書再交付手数料	一枚につき 五百円
三 自動車保管場所標章交付手数料	一枚につき 五百円
四 自動車保管場所標章再交付手数料	一枚につき 五百円
五 盗難等被害届出証明書交付申請手数料	一枚につき 五百円
六 遺失届出証明書交付申請手数料	一枚につき 五百円
七 海外渡航者犯罪経歴証明書交付申請手数料	一枚につき 五百円
八 認知機能検査員講習手数料	千四百五十円
自動車安全運転センターが行う研修等を受けた者に対する講習	千二百円